令和8年10月更新

令和８年度　松江市一時預かり利用者負担軽減事業のご案内（公立施設用）

松江市在住で所得が一定以下の世帯が、松江市公立施設の一時預かり事業を利用した場合は利用料の減免がうけられます。一時預かり事業利用料の減免を受けるためには松江市への申請が必要です。

対象となる方

次の１～３にすべて該当する方

1　利用日当日に松江市に住民票があること。

2　保育所（園）や幼稚園等に在籍していない就学前児童であること。

3　次のいずれかに該当する世帯であること。

・生活保護世帯

・住民税非課税世帯

・市町村民税の所得割合算額が 77,101 円未満である世帯（年収約 360 万円未満相当）

対象となる施設

松江市内の下記の公立施設

（揖屋幼保園　しんじ幼保園　やつか保育園　マリン保育所　美保関西保育所　美保関東保育所）

減免される金額

１回の利用あたりの減免額　　※おやつ代・給食費・その他の実費などは減免対象外。

	４時間未満の利用	４時間以上の利用
３歳未満児	８００円	１，６００円
３歳以上児	６５０円	１，３００円

減免を受けるには

１.「一時預かり利用者負担軽減事業要件」の確認申請をする

一時預かりを利用する前に、①、②のいずれかの方法で申請してください。

①　利用施設での申請 ※申請書は各施設でお受取できます。	一時預かり利用料免除申請書に必要事項を記入の上、利用する施設に提出してください。	松江市ホームページ
②　本庁窓口での申請 ※手続きは本庁のみ受付できます。各支所や保健福祉総合センターでの手続きや、郵送での申請はできません。	一時預かり利用料免除申請書に必要事項を記入の上、保育所幼稚園課に提出してください。	

２．「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」を受領する

市が申請受付してから審査を行い、約１～２週間後に審査結果を施設よりお渡しします。

減免対象となった方には「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」が発行されます。

審査の結果、減免対象外となった方にもお知らせをお渡しします。

３.減免を受けて一時預かり事業を利用する

「一時預かり利用者負担軽減事業要件確認通知書兼証明書」の免除期間内は、減免を受けて何度でも利用できます。

所得証明が必要となる方

１月１日時点で松江市に住民登録がない方は、下記の所得確認書類を別途提出してください。

ただし、個人番号の記載により所得書類の提出を省略することができます。

申請時期	対象となる方		必要書類
４～８月	前年度１月１日時点で松江市に住民登録がない方	生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
		市町村民税非課税世帯	前年度の市町村民税課税（非課税）証明書
		市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯	前年度の市町村民税課税証明書
９～３月	現年度１月１日時点で松江市に住民登録がない方	生活保護世帯	生活保護受給証明書の写し
		市町村民税非課税世帯	現年度の市町村民税課税（非課税）証明書
		市町村民税所得割合算額 77,101 円未満世帯	現年度の市町村民税課税証明書

申請・利用にあたっての注意事項

・継続して利用する場合は市へ再申請が必要です。期限の１ヶ月前から更新申請することができます。

・減免期間内に、対象児童が保育所等へ入所した場合や松江市外へ転出した場合、本事業の対象外となるため、事由発生時点から減免をうけることができなくなります。

・お電話等による個人の所得に関するお問い合わせは回答しかねます。

・一時預かり事業を利用中の方でも申請はできますが、減免は申請日からの適用となります。申請日以前の利用料はさかのぼって減免をうけることはできません。

申請先・お問い合わせ

松江市こども子育て部　保育所幼稚園課　運営係　0852－55－5498

窓口受付時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土・日・祝・12/29～1/3 を除く）

窓口受付時間（※令和 8 年 10 月 5 日～窓口受付時間短縮）午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分